

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号	6 1 1 5 - 4 2 3 - 0 6 6 2 - 5	仕 様 書 番 号		
品 名  又は  件 名	消防用設備（非常電源）の 総合点検	4 補 L P S - G 6 1 0 2 7 3 - 5		
		作 成	平成 2 7 年 9 月 4 日	
		改 正	令和 5 年 2 月 1 3 日	
			令和 5 年 6 月 7 日	
作 成 部 隊 等 名	第 4 補 給 処			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する消防用設備（非常電源）（発動発電機型式E125-30MS）の総合点検について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

4補LPS-00001 外注整備共通仕様書

4補LPS-00003 現地外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年消防予第172号）

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）

品名	消防用設備（非常電源）の総合点検
----	------------------

IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号令和 3 年 1 月 21 日）

## b) 技術指令書

- J. T. O. 35C2-3-1008-51 操作指令 発動発電機 125kW
- J. T. O. 35C2-3-1008-52 整備指令 発動発電機 125kW
- J. T. O. 35C2-3-1008-54 部品目録 発動発電機 125kW
- J. T. O. 38G1-300-1 操作指令 発動機 6HAL-DT（発動発電機 125kW 用）
- J. T. O. 38G1-300-2 整備指令 発動機 6HAL-DT（発動発電機 125kW 用）
- J. T. O. 38G1-300-4 部品目録 発動機 6HAL-DT（発動発電機 125kW 用）

## 2 要求事項

### 2.1 一般

一般的事項は、4補LPS-00003 の2.1 による。

### 2.2 役務実施場所

役務実施場所は、浜松基地（航空自衛隊浜松広報館）とする。

### 2.3 役務実施時期

役務実施時期は、調達要領指定書に示す。

### 2.4 作業工程及び作業内容

作業工程及び作業内容は、次によるほか、J. T. O. 35C2-3-1008-51, J. T. O. 35C2-3-1008-52, J. T. O. 35C2-3-1008-54, J. T. O. 38G1-300-1, J. T. O. 38G1-300-2 及びJ. T. O. 38G1-300-4 に基づき実施する。

- a) 受入点検 4補LPS-00003 の2.3.1 による。
- b) 総合点検 消防用設備等の点検要領の全部改正についてに示す総合点検による。ただし、負荷運転または内部観察等の実施の有無並びに負荷運転を実施する場合の負荷の種類は調達要領指定書に示す。
- c) 点検票作成 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（以下，“点検票”という。）に示す別記様式第24及び別記様式第25を作成する。
- d) 不具合箇所報告書の作成 総合点検の結果に不具合がある場合には、表1 により、不具合箇所報告書を作成する。

品 名	消防用設備（非常電源）の総合点検
-----	------------------

## 2.5 作業の中止

契約の相手方は、消防用設備（非常電源）の総合点検を継続できないと判断した場合は、作業を中止し、監督官を通じて分任支出負担行為担当官の指示を受けなければならない。

## 2.6 サプライチェーン・リスクへの対応

IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、消防用設備（非常電源）について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行わなければならない。

## 3 監督・検査

監督・検査は、4補LPS-00003 の4 による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、2.4 c) 及び d) で作成した点検票及び不具合箇所報告書とし、監督官の確認を受け提出する。

なお、提出先及び部数は、航空自衛隊浜松広報館長（運営班長気付）2部及び第4補給処資材計画部長（資材計画課長気付）1部とする。また、作成した点検票及び不具合箇所報告書の内容について、監督官に説明を行わなければならない。

### 4.2 安全管理

安全管理は、4補LPS-00001 の11による。

### 4.3 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守する。

### 4.4 官の便宜供与

官の便宜供与は、4補LPS-00003 の7 によるほか、点検作業に必要な燃料及び油脂の利用とする。

### 4.5 その他必要な事項

その他必要な事項は、4補LPS-00001 の8 契約工場における物品の管理補給業務、4補LPS-00003 の 5 不具合発生時の処置及び10仕様書の疑義による。

